

平成 20 年度

町自連総会資料

八王子市町会自治会連合会

平成20年5月25日 17時
会 場 エルシイ八王子

八王子市町会自治会連合会

平成20年度

第6回 定期総会次第

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議事

第 1 号議案	平成19年度 事業報告
第 2 号議案	平成19年度 収支決算報告
第 3 号議案	平成19年度 会計監査報告
第 4 号議案	規程の制定及び改定報告
第 5 号議案	平成20年度 事業計画(案)
第 6 号議案	平成20年度 予算(案)

5. 退任町会自治会長に感謝状贈呈

6. 閉会の辞

事業報告

自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

I. 総括

私たち「町自連」は平成14年6月に発足し、八王子市内の町会・自治会・管理組合554団体156,632世帯(平成19年7月現在)の内315団体121,632世帯を組織し、市内全域を網羅した唯一の「連合会組織」として、八王子市を代表する町会自治会連合会となっている。

私たち「町自連」活動の基本形態は、各単位町会自治会管理組合の自主性を尊重し、地区連合会の活動を基準としており、地区連合会同士の情報交換を始めとして広域にわたる問題を全体の事業として進めていくことになっている。従って、地区連合会の定例会などを通じて地区毎の活動が中心となっているが、残念ながら未だに、軌道に乗っていない地区連合会があることも事実である。これからはすべての地区で毎月～隔月ごとに定例会が開催されるよう努力することを求められている。

地区連合会を中心とした活動と同時に、「町自連」が全市的な問題の取組みについても活動を推進した。平成17年度からは、私たちの活動を広く会員に知って頂くために広報紙「町自連だより」を年2回発行し、各戸配布することで全会員12万世帯に情報の提供を行うと同時に、未加入の町会自治会長にも送付し情報の提供を行っている。

また、「IT化」が進む中で情報の発信とともに「市民の声」を聞く体制、即ち双方のやり取りができる体制として、行政の協力を得て「ホームページ」の開設に取り組み平成18年11月17日にスタートさせた。更に、今年は東京都の「地域の底力再生事業助成金」を活かして、事業名「IT活用による地域連携推進事業」を進める事となり、地区連合会のホームページ立上げを支援し加住地区を始め6地区で立上げられた。又、NPO団体等の支援を受けて、入門・初級の2クラスのパソコン研修会を実施し、受講者はインターネットがこなせるようになった。

更に、町会自治会活動に安心して参加してもらえるために「自治会活動保険」に取組み、私たち町自連が受け皿になる事で支援できればと協議した結果、保険会社の認定を受ける事が決まり、正式には6月募集の7月1日からスタートする事になった。しかし、早く加入したいとの希望があり6月時点での切り替えを前提に3月からスタートする事ができた。

従来、管外視察研修を実施してきたが、今年は趣向を変えて「防災」をテーマに八王子消防署の全面的なご協力により、東京消防庁職員の防災講演と東京消防庁の音楽隊、カラーガーズ隊による演奏と演技を見せて頂き盛大に開催する事ができた。

ホームページもアドレスを「町自連だより」で発表すると急激にアクセス数が増え3月末時点の累計で13,000件を越えるアクセスが記録された。

「町自連」ができたことで、更なる組織拡大を目指して未加入の町会自治会に対して、これからもあらゆる機会を通して「加入の呼びかけ」を行う必要がある。

1. 第5回定期総会

5月27日(土) 15:00～ エルシイ八王子
出席者 147団体 委任状 137団体
議事 第1号議案 平成18年度事業報告
第2号議案 平成18年度決算報告
第3号議案 平成18年度会計監査報告
第4号議案 規程の制定及び改定報告
第5号議案 平成19年度事業計画(案)
第6号議案 平成19年度予算(案)
第7号議案 役員選出

2. 研修会

日 時 3月12日(水) 14:00～16:30
会 場 八王子市芸術文化会館 いちょうホール 大ホール
講 演 東京消防庁 防災部副参事 川村 達彦 氏
演題 大地震に備えて町会自治会は何をなすべきか
演 奏 東京消防庁 音楽隊
演 技 東京消防庁 カラーガーズ隊

当日は、大勢の参加者で大ホールはほぼ満席に近い状況の中で、講演では、プロジェクトを使っての地震のメカニズムに始まり、過去の地震の被害状況を下に八王子市の実情に沿った話に、参加者は熱心に聞き入っていた。

また、音楽隊の演奏では懐かしいメロディに聞き惚れた上に、「夕焼け小焼け」では指揮者の合図で全員合唱し、最後はカラーガーズ隊が加わって華やかな演技に見入っていた。

3. 東京都の「地域の底力再生事業助成金」

都の助成金を活かして「パソコン研修会」と「地区連合会のホームページ作成」に取組んだ。

(1) パソコン研修会

助成金でノートパソコン6台を購入し、講師にはNPO法人や町自連のボランティアの協力を得て、当面は「IT化に必要なホームページが見られて、メール交換ができる様になる」事を目標に取組んだ。

入門コースと初級コースの2クラスで10月にスタートし、1月25日には12回目で最終回を迎えて修了した。

成果としては、全くパソコンに触れた事も無かった人が、年賀状を作りインターネットを使ってメール交換もできるようになったことである。

(2) 地区連合会のホームページ作成

地区連合会長の他に、拡大広報委員を各地区連合会から選出して頂き具体的な検討を始めた。

拡大広報委員には、紙ベースの「町自連だより」と電子ベースのホームページ「町自連」への地域情報の提供をお願いし、併せて地区連合会

のホームページの運用管理について地区連合会長と共に担って頂くこととした。

また、ホームページ作成にあたっては、㈱ＩＴサポートシステムズの全面的な協力を得て作業を進めた結果、加住地区、東北部地区、浅川地区、由井地区、川口地区、元八王子地区の6地区で立ち上げる事ができた。

4、八王子市から補助金

永年の懸案事項であった補助金が、今年度から支給される事となった。

町自連が行う事業について支援する。という事で、町会自治会活動のIT化について補助金が付けられた。この補助金によって町自連のホームページ及び広報紙「町自連だより」、研修会等が、その対象となっている。

5、自治会活動保険の加入団体

町会自治会の活動を進める上で、事故等が起きた場合に備えて「行事保険」が活用されていたが、町会自治会活動全般を対象とした保険「自治会活動保険」のアンケートの結果希望が多く、町自連が受け皿になる事で保険料も最大の割引が受けられる事となった。

役員会で検討し、平成20年7月1日発効で一斉スタートする事を決定した。しかし、早い時期での希望もあるため、3月1日発効で受付7団体が加盟しスタートした。

この保険は、年間を通して町会自治会の活動に参加している場合を対象にしており、各戸配布中の怪我等が含まれる。しかも、各町会自治会が単独で加入した場合は、世帯数の少ない町会では保険料の割引も適用されないか割引率が低いなど、町自連が受け皿になった事で、保険料も割り引かれる事となった。

6、新年懇親会

2月2日(土) 18:00～ エルシイ八王子

懇親会出席者 会員 76名 来賓 16名

7、町自連事務所

従来、ふれあい財団コミュニティ振興課入り口右側の部屋を市から借りていたが、パソコン研修会などを開催すると、事務の作業ができない、電話が受けられない等問題があり、八王子市に二部屋の場所提供をお願いしたところ、ふれあい財団のご協力も得て、奥に一部屋増設してもらった事で三役会もできるようになった。

この増設については、行政の迅速な対応に感謝したい。

II. 会議

1. 三役会

4月 10日(火)、5月 8日(火)、6月 12日(火)、7月 10日(火)、8月 14日(火)、
9月 11日(水)、10月 9日(火)、11月 13日(火)、12月 11日(火)、1月 8日(火)
2月 12日(火)、3月 11日(火)

2. 役員会

4月 10日(火)

1. 関係機関の要請事項他

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1) 消防団活動をテーマにしたミュージカル公演の件 | 広聴広報室 |
| 2) タウンミーティングの件 | ごみ減量対策課 |
| 3) 「循環型都市八王子プラン」の件 | ごみ減量対策課 |
| 4) 「みんなの川の清掃デー」の件 | 協働推進課 |
| 5) 「地域のくらしと個人情報」の件 | 暮らしの安全安心課 |
| 6) 路上置き看板対策の件 | スポーツ振興課 |
| 7) 「市民いきいきリフレッシュ体操」の件 | |
| 2. 定期総会議案の件 | |
| 3. 定期総会案内の件 | |
| 4. 出向人事の件 | |
| 5. 出向者報告及び地区連合会報告 | |
| 1) 学校適正配置委員会の報告 | |
| 2) 八王子市交通安全連絡協議会の報告 | |
| 3) みんなのまちの清掃デーからの報告 | |
| 4) 道の駅がオープン | |
| 5) 八王子祭りの件 | |
| 6) 滝山桜まつりの件 | |
| 7) はちおうじ健康づくり推進協議会の報告 | |
| 8) 生活安全対策協議会の報告 | |
| 9) 八王子社会福祉協議会の報告 | |
| 10) 個人情報保護法の報告 | |

5月 8日(火)

1. 関係機関の要請事項他

- | | |
|------------------------|---------|
| 1) 市民企画事業報告会の件 | 協働推進課 |
| 2) 親切会表彰推薦の件 | 協働推進課 |
| 3) 東京都「地域の底力再生事業助成金」の件 | 協働推進課 |
| 4) ゴミ袋に防災の心得記載の件 | ごみ減量対策課 |
| 2. 定期総会の件 | |
| 1) 地区連合会長の確認 | |
| 2) 退任町会長名簿の件 | |

- 3) 規程の制定と改定の報告
 - 4) 予算案の件
 - 5) 役員人事の件
 - 6) 総会当日の役割分担
3. 出向人事の件
4. 出向者報告及び地区連合会報告
- 1) 八王子中心市街地等活性化検討委員会の報告
 - 2) 八王子市公共交通会議の報告
 - 3) 地域サービスのありかた検討委員会の報告
5. その他
- 1) 高齢化とともになう町会、自治会活動のありかた
 - 2) 地区連合会、町自連への加入申込み用紙について

6月 12日(火)

1. 関係機関の要請事項
- 1) ごみ処理機購入費補助金改定の件 ごみ減量対策課
 - 2. 役員会名簿の確認
 - 3. 役員会日程の件
 - 4. 「町自連だより」編集委員会メンバーの件
 - 5. ホームページ委員会の件
 - 6. 拡大ホームページ委員会の件
 - 7. 総会資料配布の件
 - 8. 出向人事の件
 - 9. 市議会会派代表との懇談会の件
10. 総会後懇親会決算報告
11. 出向者報告及び地区連合会報告
- 1) 八王子まつり協賛部会報告
 - 2) 中心市街地活性化委員会報告
 - 3) 生活安全対策協議会報告
 - 4) 八王子市交通安全連絡協議会報告
 - 5) 斜面緑地保存委員会報告
 - 6) 八王子まつりについて
 - 7) 「道の駅」の現況について

7月 10日(火)

1. 関係機関の要請
- 1) 不動産無料相談会の件 全日本不動産協会東京都本部多摩南支部
東京都宅地建物取引協会
 - 2) 会員募集の件 八王子市社会福祉協議会
 - 3) 「みんなの川の清掃デー」の件 ごみ減量対策課
 - 4) 粗大ごみの取扱方法変更の件 ごみ減量対策課

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| 5) 親切会表彰推薦の件 | 協働推進課 |
| 6) 町会自治会長名簿の件 | 協働推進課 |
| 7) 夏休み子ども安全対策の件 | 暮らしの安全安心課 |
| 2. 市議会会派代表者との懇談会報告 | |
| 3. 東京都補助金申請の件 | |
| 4. 施設見学の件 | |
| 5. 規定改正の件 | |
| 1) 「事務局員職務規定」の一部改正 | |
| 2) 「広報誌・ホームページ等に掲載する広告の取扱に関する規定」の一部改正 | |
| 3) | |
| 6. 広報委員会報告 | |
| 1) 拡大広報委員登録の件 | |
| 2) 「町自連だより」5号発行の件 | |
| 3) 協賛企業募集の件 | |
| 7. 出向者報告及び地区連合会報告 | |
| 1) 中心市街地等検討委員会報告 | |
| 2) 八王子まつり報告 | |
| 3) 八王子社会福祉協議会高齢者部会報告 | |
| 4) 地域サービスのありかた検討委員会報告 | |
| 5) 中央地区連合会より大規模マンション建設について | |

8月 14日(火)

- | | |
|--------------------------|--------|
| 1. 関係機関の要請 | |
| 1) 親子つどいの広場開設の件 | こども政策課 |
| 2) 東京オリンピックの件 | 協働推進課 |
| 3) 団塊世代の地域講座の件 | 協働推進課 |
| 2. 自治会活動保険の件 | |
| 3. 「地域の底力再生事業助成」東京都助成金の件 | |
| 4. 八王子市補助金申請の件 | |
| 5. 管外視察研修旅行の件 | |
| 6. 施設見学の件 | |
| 7. 広報委員会報告 | |
| 1) 拡大広報委員登録の件 | |
| 2) 「町自連だより」5号発行の件 | |
| 3) 協賛企業募集の件 | |
| 8. 出向人事(任期満了)の件 | |
| 9. 地区連合会報告 | |
| 1) 南部地区より三部定時制拓真高校の件 | |
| 2) 中央地区よりマンション建設について | |

9月 11日(火)

1. 関係機関の要請
 - 1) シルバー人材センター P R ビラ回覧依頼の件
2. 広報委員会報告
 - 1) NPOシニアネットクラブとの打合せの件
 - 2) 第一回拡大広報委員会報告
3. 自治会活動保険の件
4. 八王子市補助金申請の件
5. 出向者及び地区連合会報告
 - 1) 地域サービスのあり方検討委員会報告
 - 2) 八王子中心市街地等検討委員会報告
 - 3) 八王子社会福祉協議会報告
 - 4) 防火・防災協会報告
 - 5) 健康づくり推進委員会報告
 - 6) 八王子市交通安全連絡協議会報告
 - 8) 川口地区より流通団地建設計画について

10月 9日(火)

1. 関係機関の要請
 - 1) タウンミーティング報告の件
 - 2) 「暮らしの手帳」配布の件
 - 3) 路上禁煙場所追加設定の件
 - 4) 環境フェスティバルの件
2. 研修会の件
3. 会費納入状況の件
4. 「自治会活動保険について」アンケート調査の件
5. 広報委員会報告
 - 1) パソコン研修会の件
 - 2) 地区連合会ホームページの件
 - 3) 東京都助成金の計画変更の件
6. 出向者及び地区連合会報告
 - 1) 学童保育指定管理者選定委員会の報告
 - 2) 社会福祉協議会の報告
 - 3) 八王子市斜面緑地保全委員会の報告
 - 4) 八王子市交通安全連絡協議会の報告
 - 5) 中央地区よりマンション建設問題について

広聴広報室
広聴広報室
環境政策課

11月 13日(火)

1. 関係機関の要請
 - 1) 粗大ごみ持込時間の改善の件

ごみ減量対策課

- 2) 地球温暖化についてのパネルディスカッションと「不都合な真実」上映会の件
環境政策課
- 3) 第 58 回全関東夢街道駅伝の件
スポーツ振興課
- 4) 東京オリンピック招致署名お願いの件
政策審議室
- 5) 「裁判員制度フォーラム in 八王子について
東京地方裁判所
2. 研修会の件
3. 広報委員会の報告
4. 出向者報告
- 1) 地域サービスのあり方検討委員会の報告
5. その他
- 1) 自治会活動保険のアンケート回収の件
八王子税務署
- 2) 平成 18 年度町会自治会長名簿返却の件
ごみ減量対策課
- 3) 研修会の参加者動員について
暮らしの安全安心課

12月 11日(火)

1. 関係機関の要請
- 1) 確定申告に関する回覧依頼のお願い
八王子税務署
- 2) 有料ごみ袋に防災情報を載せる件
ごみ減量対策課
- 3) 交通災害共済募集ポスター掲示のお願い
暮らしの安全安心課
2. 新年懇親会の件
3. 研修会の件
4. 広報委員会の報告
- 1) 拡大広報委員会の報告
- 2) パソコン研修会の報告
- 3) 地区ホームページの報告
5. 事務員退任と後任人事の件
6. 出向者及び地区連合会報告
- 1) 地域サービスのあり方検討委員会の報告
- 2) 八王子社会福祉協議会の報告
- 3) 八王子市斜面緑地保全委員会の報告
7. その他
- 1) 自治会活動保険アンケート回収の件
- 2) 平成 18 年度八王子町会自治会長名簿返却の件
- 3) 八王子市内の町会自治会の構成の件
- 4) 平成 19 年度会費の納入状況の件

1月 8 日(火)

1. 関係機関の要請
- 1) 「げんきフォーラム」開催の件
広聴広報室
2. 町自連事務所改装の件
3. 新年懇親会の件

4. 防災研修会の件
5. 自治会活動保険説明会の件
6. 広報委員会の報告
 - 1) 広報委員会関係の経費について
 - 2) 地区連合会ホームページ立上げに関する費用について
 - 3) パソコン研修会中間報告
7. 出向者報告及び地区連合会報告
 - 1) 民生委員の新任状況について
 - 2) 健康づくり推進委員会の報告
 - 3) 八王子市中心市街地等活性化検討委員会の報告
 - 4) 市立学校適性配置等審議会の報告
8. 出向人事の件
 - 1) 八王子市特別職報酬等審議会委員推薦の件
 - 2) 保護司候補内申委員会委員推薦の件

2月 12日(火)

1. 関係機関の要請
 - 1) 木下サーカスの件 学園都市文化課
 - 2) 「タウンミーティング」開催の件 広聴広報室
2. 町自連事務所工事完了報告
3. 新年懇親会決算報告
4. 定期総会について
5. 研修会について
6. 自治会活動保険説明会の報告
7. 広報委員会報告
 - 1) 19年度パソコン研修会終了の報告
 - 2) 20年度パソコン研修会予定について
 - 3) 地区連合会ホームページの件
8. 出向人事について
 - 1) 介護保険策定検討委員会委員推薦の件
9. 出向者及び地区連合会報告
 - 1) 八王子市斜面緑地保全委員会の報告
 - 2) はちおうじ健康づくり推進委員会の報告
 - 3) 中央地区よりマンション建設問題について

3月 11日(火)

1. 関係機関の要請
 - 1) 全関東八王子夢街道駅伝競走大会の件 スポーツ振興課
 - 2) 「市民活動通信」配布の件 協働推進課
 - 3) 町会自治会活動に対する 20年度予算に於ける補助金について 協働推進課

2. 自治会活動保険の件
3. 防災研修会の件
4. 広報委員会報告
 - 1) 「町自連だより」6号発行の件
 - 2) 地区連合会ホームページの件
 - 3) パソコン研修会講師の件
5. 出向人事の件
 - 1) 高尾地区景観検討委員会委員推薦の件
 - 2) こども政策推進協議会委員更新の件
 - 3) (財)八王子市学園都市文化ふれあい財団評議員更新の件
 - 4) 八王子市男女共同参画施策推進委員会委員更新の件
6. 出向者報告及び地区連合会の報告
 - 1) 八王子市中心市街地等活性化検討委員会の報告
 - 2) 八王子廃プラスチック中間処理施設調査研究協議会の件.
 - 3) はちおうじ健康づくり推進協議会の報告
 - 4) 小中校統合検討委員会の報告
 - 5) 加住地区より残土問題の検討について
 - 6) 加住地区より地域まちづくりについて
 - 7) 恩方地区より小田野公園開園の報告
7. アスベスト製品等事業所の情報提供について東京都の調査依頼説明

環境保全課

平成19年度 決算報告書

自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

収入総額 7,064,803円
支出総額 6,507,959円
差引残高 556,844円

収入の部

差額欄の△は予算比減少 単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	適要
1	会費	2,400,000	2,407,060	7,060	23地区 120,353世帯
2	特別会費	2,120,000	1,687,000	△ 433,000	総会後懇親会・新年懇親会
3	補助金	1,000,000	1,300,000	300,000	市=100万円 都=30万円
4	広告収入	660,000	300,000	△ 360,000	町自連だより・ホームページ
5	雑収入	4,268	25,011	20,743	
6	未収金	0	700,000	700,000	東京都助成金残額=70万円
	小計	6,184,268	6,419,071	234,803	
7	前年度繰越金	645,732	645,732	0	
	合計	6,830,000	7,064,803	234,803	

支出の部

差額欄の△は予算比減少 単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	適要
1	総会費	970,000	1,043,035	73,035	
2	事業費	1,590,000	1,170,638	△ 419,362	地区ホームページ・パソコン研修会
3	活動費	50,000	28,700	△ 21,300	広報部等部活動費
4	研修費	100,000	268,860	168,860	防災研修会
5	広報費	1,070,000	618,555	△ 451,445	町自連だより
6	連絡費	156,500	157,000	500	地区連合会内の連絡費
7	会議費	100,000	89,120	△ 10,880	
8	通信・配達費	660,000	477,439	△ 182,561	町自連だより送料含む
9	事務費	390,000	427,905	37,905	
10	人件費	370,000	388,600	18,600	
11	涉外費	250,000	233,000	△ 17,000	
12	慶弔費	100,000	0	△ 100,000	
13	交通費	30,000	35,610	5,610	
14	備品設備費	510,000	874,782	364,782	パソコン関係・MD関係
15	雑費	5,000	15,890	10,890	振替手数料他
16	未払金	0	678,825	678,825	町自連だより 513,450 配送費 165,375
	小計	6,351,500	6,507,959	156,459	
17	予備費	478,500	0	△ 478,500	会費納入前の費用
18	次期繰越金	0	556,844	556,844	
	合計	6,830,000	7,064,803	234,803	

特別会計決算書

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別積立金	1,500,000	0	0	1,500,000	郵貯定額預金
2	自治会活動保険	0	593,281	583,280	10,001	口座開設 1万円 利息 1円
	合計	1,500,000	593,281	583,280	1,510,001	

繰越金明細

預金	294,007	⇒ みずほ 74,821円 郵貯 219,186円
現金	241,662	
未収金	700,000	
未払い金	△ 678,825	
合計	556,844	円

前記の通り決算報告いたします。

会長 田中 好雄



会計 林 泰男



会計 馬場 聰和



前記の会計収支について、監査の結果相違ないことを認めます。

平成20年4月23日

監事 山本徳太郎



監事 今泉 満政



規程の制定と改定の報告

I. 規程の制定

1. 町会等地区連合会交流事業補助金交付規程
 - (1) 従来の「研修会」に対する補助金の見直しから新設された補助金制度に対応するため制定。
 - (2) 対象は、町自連以外の市に登録されている地区連合会も含まれる。
2. ホームページのメンテナンス規程
町自連のホームページに参画する、地区連合会及び町会自治会のホームページのメンテナンスに要する費用その他について制定。

II. 規程の改定

1. 事務局員職務規程
 - (1) 事務局長の実費弁償の記述について、金額は三役会で検討し役員会で決定することに改定。
 - (2) 事務局の開設日を増やす事から改定。
 - (3) 事務局員が勤務以外に委員会等に出席した場合の実費弁償を条文追加。
 - (4) 臨時事務局員の条文を追加。

以上

平成20年度 事業計画（案）

私たち「町自連」は、八王子市の町会・自治会・管理組合を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を町会・自治会・管理組合の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、各単位町会自治会等の自主性を尊重し、地区連合会の活動を基本にして、地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げて、関係機関と協議し改善を図ると同時に親睦を深める活動を展開する。更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の拡大・強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業を取組む事とする。

1. 交通安全・防犯・防火防災等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
2. 青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。
3. 高齢化社会へ対応し福祉活動を、関係諸団体と連携して推進する。
4. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
5. 「町自連」の活動内容を加盟町会自治会に提供し組織の強化を図ると共に、未加入の町会・自治会・管理組合にも、積極的に情報を発信すると同時に、広く加入を呼びかけて組織の拡大強化を図る。
6. 町会自治会等のIT化を行政と協働して推進し、双方向の情報交換ができるように努める。
7. 市民の声を行政に届けると同時に行政と連携を図り、協働して事業を推進し、町会自治会活動の活性化を図る。

【今年度の重点事業】

上記の7項目のうち、今年度の重点事業は下記の通りとする。

1. 市民との情報交換の活発化、そのための手段の検討
 - (1) 紙ベースの「町自連だより」及び電子ベースのホームページ「町自連(ちょうじ

れん)」を通して、双方向の情報交換を図る。

- (2) 身近な地域の情報を発信するため、地区連合会の掲示板的なホームページの立ち上げを支援する。
 - (3) 情報を発信するための体制作りとして、各地区広報担当者を含めた「拡大広報委員会」を充実強化する。
 - (4) 町会自治会等のＩＴ化支援と、発信した情報を見てもらうための支援策として「パソコン研修会」の開催。
2. 町会自治会活動に、住民が安心して参加できるように「自治会活動保険」の普及に努める。具体的には、町自連が受け皿となって町会自治会の負担軽減を図る。
3. 会員の負担軽減を図るためにには、財政基盤の確立が必要である。
- (1) 町会・自治会活動に必要な情報を持つ企業を中心に協賛企業を募り、広報紙「町自連だより」ホームページ「町自連」に掲載することで広告収入を財源に充てる。
 - (2) 協賛企業の募集について、町会自治会の皆さんとの協力をお願いし、広告収入の増加を図る。
4. 組織の拡大強化
- (1) 町自連に参加していない、他の連合組織に働きかける。
 - (2) 各地区連合会でも、未加入町会自治会等に働きかける。

平成20年度 予算(案)

自 平成20年4月 1日
至 平成21年3月31日

収入の部

差額欄の△は前年予算比減少 単位=円

No.	項目	予算額	前年予算額	前年比	摘要
1	会 費	2,420,000	2,400,000	20,000	23地区 120,000世帯
2	特別会費	1,630,000	2,120,000	△ 490,000	懇親会会費
3	市補助金	3,600,000	1,000,000	2,600,000	指定事業への補助金
4	広告収入	340,000	660,000	△ 320,000	町自連だより・ホームページ
5	雑 収 入	223,156	4,268	218,888	端数調整
	小 計	8,213,156	6,184,268	2,028,888	
6	前年度繰越金	556,844	645,732	△ 88,888	
	合 計	8,770,000	6,830,000	1,940,000	

支出の部

差額欄の△は前年予算比減少 単位=円

No.	項目	予算額	前年予算額	前年比	摘要
1	総会費	1,050,000	970,000	80,000	
2	事業費	1,590,000	1,590,000	0	パソコン研修会・懇親会等
3	地区交流費	1,000,000	0	1,000,000	
4	活動費	30,000	50,000	△ 20,000	広報委員会等部活動費
5	研修費	500,000	100,000	400,000	
6	広報費	1,280,000	1,070,000	210,000	町自連だより及びホームページ
7	連絡費	160,000	156,500	3,500	地区連合会内の連絡費
8	会議費	60,000	100,000	△ 40,000	
9	通信・配送費	640,000	660,000	△ 20,000	町自連だより送料及びインターネット費用
10	事務費	370,000	390,000	△ 20,000	
11	人件費	1,340,000	370,000	970,000	事務局関係費用
12	涉外費	250,000	250,000	0	
13	慶弔費	100,000	100,000	0	
14	交通費	30,000	30,000	0	
15	備品設備費	100,000	510,000	△ 410,000	地区ホームページ立ち上げ費用
16	雑 費	5,000	5,000	0	
	小 計	8,505,000	6,351,500	2,153,500	
17	予備費	265,000	478,500	△ 213,500	
	合 計	8,770,000	6,830,000	1,940,000	

特別会計予算

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別積立金	1,500,000	0	0	1,500,000	郵貯定額預金
2	自治会活動保険	10,001	2,000,000	2,000,000	10,001	保険料100円 2万世帯加入
	合 計	1,510,001	2,000,000	2,000,000	1,510,001	

八王子市町会自治会連合会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会と称し、事務所を八王子市元横山町一丁目29番地3号に置く。

(目 的)

第2条 本会は、町会・自治会相互の連絡及び親睦をはかり、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織・運営

(構 成)

第3条 本会は、八王子市内の町会・自治会を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

第3章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

第4章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 2 名 |
| (4) 監 事 | 2 名 |
| (5) 地区連合会長 | 26名以内 |

(職 務)

第6条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 地区連合会長は、会の運営に関する事項を協議する。
- (5) 監事は、会務並びに会計を監査する。

(選 出)

第7条 役員の選出方法は次の通りとする。

(1) 役員は地区連合会長を以て充てる。

(2) 会長・副会長・会計・監事は、地区連合会長会において選考し総会にて決定する。

(専門部)

第8条 会務遂行のため必要に応じて、役員会の合議により専門部を設置することができる

(任期)

第9条 役員の任期は2ヶ年とし再任を妨げない。但し、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会において推薦し会長が委嘱する。

第5章 会議

(会議)

第11条 会議は、定期総会・臨時総会・役員会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が召集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長はこれを招集しなければならない。

(総会)

第12条 総会は、町会長・自治会長を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2. 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び事業計画の審議

(2) 決算及び予算の審議

(3) 役員の選出

(4) 会則の改廃

(5) その他重要と認めた事項

3. 総会の議長は、町会長・自治会長の中から選出する。

4. 総会はすべて町会長・自治会長の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第13条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。

3. 三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(役員会)

第14条 役員会は、会長・副会長・会計・地区連合会長を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 役員会の議長は、会長がその任にあたる。

3. 役員会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

第6章 事務局

(事務局)

第15条 会務遂行のため事務局を置く。

- (1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。
- (2) 事務局は三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長・自治会長以外から選任することができる。

第7章 会計

第16条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

第18条 この会則は、平成14年6月8日から施行するも、設立年度の役員任期は1年とする。

2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。

地区連合会規程

第1条 会則第3条による地区連合会は次の通り区分する。

2. 地区連合会の基準は、5町会以上で2,000世帯以上とする。尚、既存の地区連合会は、基準に沿うよう努めるものとする。

第2条 前条に基づき次の通り設定する。

(1) 中部地区連合会	7町会・自治会
(2) 東部地区連合会	10
(3) 元横地区連合会	6
(4) 東南部地区連合会	7
(5) 中央部地区連合会	2
(6) 南部地区連合会	11
(7) 千人町地区連合会	3
(8) 西部第一地区連合会	6
(9) 西部第二地区連合会	3
(10) 西部第三地区連合会	5
(11) 西部第四地区連合会	3
(12) 本町地区連合会	3
(13) 中央地区連合会	22
(14) 東北部地区連合会	14
(15) 浅川地区連合会	22
(16) 由木地区連合会	18
(17) 横山地区連合会	35
(18) 元八地区連合会	32
(19) 恩方地区連合会	31
(20) 川口地区連合会	18
(21) 加住地区連合会	14
(22) 由井地区連合会	21
(23) 北野地区連合会	24
町会・自治会数 合計	317

(付 則)

第3条 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. 平成14年9月10日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。
3. 平成16年3月新規加盟脱会集計により修正。
4. 平成17年5月新規加盟脱会集計により修正。
5. 平成18年6月新規加盟脱会集計により修正。
6. この規程は、平成19年4月10日改定。
7. 平成19年5月新規加盟脱会集計により修正。

分担金規程

第1条 会則第16条に基づく町会・自治会の分担金は総会において決定する。

2. 1世帯あたり年額20円とする。

第2条 前条の分担金の算出は、前年度町会自治会長名簿の世帯数を基本とする。

第3条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会を通じて7月末迄に郵便振替にて納入する。

(付 則)

第4条 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. 平成16年5月11日改正 5月30日承認

3. 平成17年5月10日改正

弔慰金規程

第1条 本会の町会長・自治会長・管理組合理事長及びその配偶者が次に該当するときには、見舞金あるいは香典・花輪を贈ることができる。

第2条 町会長・自治会長・管理組合理事長の見舞金および弔慰金の内容は次の通りとする。

(1) 不慮の災害による現居住家屋の焼失又は損壊の場合は、損害の程度により役員会で協議の上見舞い金額を決定する。但し、緊急を要すると会長が認めたときは事後報告に代えることができる。

(2) 死亡の場合は、1万円の香典及び花輪1基。

第3条 町会長等の配偶者が死亡した時の香典は1万円とする。

第4条 連絡方法については次の通りとする。

(1) 当該町会・自治会は、地区連合会長に連絡をする。

(2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。

(3) 事務局長は、三役に連絡し指示を受ける。

(付 則)

第5条 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. この規程は、平成19年3月13日改正

表彰規程

第1条 本会の地区連合会長・町会長・自治会長が次に該当するときには、役員会の決定に基づき表彰することができる。

第2条 表彰の基準は次の通りとする。

(1) 地区連合会長・町会長・自治会長を4年以上勤め退任した者。

(2) 本会の運営に特に功労のあった者。

第3条 表彰の内容は次の通りとする。

(1) 感謝状及び記念品を贈呈する。

第4条 連絡方法については次の通りとする。

- (1) 当該町会・自治会は、年度末までに就任・退任年月日を明示し、地区連合会長に報告する。
- (2) 地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。
- (3) 会長は、年度始めの役員会に名簿を提出し、表彰の承認を受けるものとする。

第5条 表彰は、原則として定期総会に行うものとする。

(付 則)

第6条 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

会計規程

第1条 この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。

第2条 予算書の作成は事業計画を基礎にして、役員会で原案を作成し、総会の議決に付する。

第3条 出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。

2. 伝票は入金伝票、出金伝票の2種類とする。

第4条 伝票は原則として担当者が起票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。

2. 伝票には領収証又は請求書等の証票類を添付しなければならない。但し、交通費等での添付が困難な場合はこの限りではない。

第5条 担当者は、入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。ただし、銀行や郵便局等による振込み入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。

第6条 担当者は、原則として決裁済みの出金伝票により出金手続きを行う。

2. 会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡すことができる。

第7条 会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。

第8条 郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。

2. 預金通帳は、会計名義で作成し管理する。

第9条 会計は、伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、收支計算書を作成しなければならない。

2. 会計帳簿には、伝票番号・金額・摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。

第10条 会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、役員会に付議して決算書を作成する。

2. 会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない。

3. 決算書の監査を受けた後、役員会で確認し定期総会の議決に付する。

第11条 監査は原則として年1回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行うことがある。

2. 監事は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。

第12条 監事は、監査の都度役員会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。

(付 則)

第13条 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

事務局員職務規程

(総 則)

第1条 この規程は、会則第15条に基づき事務局について定める。

(事務局)

第2条 事務局には、事務局長及び事務局員を置くことができる。

(事務局長)

第3条 事務局長は、会則第15条に基づき三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。

但し、事務局長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

2. 事務局長は、会長の指示により事務一切をつかさどる。
3. 事務局長は、原則ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し役員会で決定する。

(事務局員)

第4条 事務局員を雇用するときは、会長が行う書類審査と面接結果に基づき三役会で検討・決定し役員会に報告する。

2. 採用が決定した者は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。
3. 勤務は、原則として毎週月～金曜日の5日間、午前9時～12時までの3時間とする。
他に三役会・役員会にも出席するものとする。但し、祝日及び年末年始は休日とする。
4. 会が行う事業・行事にはボランティア活動となるが、出席するものとし実費費用は会の負担とする。
5. パソコン研修会等及び委員会等に出席した場合は、実費弁償として一定額を支給する。
その額は、別途三役会で検討し役員会で決定する。
6. 賃金は、三役会で検討し役員会で決定する。毎月月末締め翌月15日に支払うものとする。

(雇用期間)

第5条 事務局員の雇用期間は、一年を超えない範囲としその終期は3月31日とする。尚、会長が必要と認めるときは、雇用期間を更新することができる。

(勤 務)

第6条 事務局員は、八王子市町会自治会事務所に勤務し、会長及び事務局長の指示により誠実に事務局の職務を遂行する。

2. 八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。
3. 町自連、関係機関等の機密を他に漏らさないこと。
4. 職務を遂行するにあたって、知り得た個人情報等の漏洩防止のために、次に挙げる事項について遵守しなければならない。
 - (1) 知り得た情報を第三者に漏らしたり、私的に利用してはならない。退職後も同様とする。
 - (2) パソコン等から取得できる個人情報等については、コピー、プリントアウト、その他複製及び他のパソコンやネットワークにデータ送信等をしてはならない。

(臨時事務局員)

第7条 職務の都合上、会長が三役会に諮り臨時の事務局員を置くことができる。この場合、業務一回当たり実費弁償として実費を支払うものとする。その額は別途三役会で検討し役

員会で決定する。

(その他)

第8条 規程外事項については、役員会で協議する。

(付 則)

第9条 この規程は、平成18年9月12日に制定し、平成18年7月1日に遡って施行する。

2. 平成19年7月10日改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。

3. 平成20年4月8日改正し、平成20年4月1日に遡って施行する。

広告の取扱に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、当会が作成する広報紙等に掲載する広告の取扱について定め、併せて町会自治会活動に必要で適正な情報の提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象物)

第2条 会員への情報提供に資する印刷物及び電子情報等は、広告掲載に努めるものとする。ただし、役員会が広告掲載を妥当でないと認めるものは、広告掲載の対象から除外する。

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、地区連合会及び町会・自治会等の活動を支援するためのものであつて、その範囲は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 印刷物等の公共性・中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 政治・宗教・個人の宣伝に係わるもの。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (4) その他、役員会が「掲載する広告として妥当でない」と認めたもの。

(広告の掲載順序)

第4条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次の通りとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの。
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業。
- (3) (1)及び(2)に掲げる以外の私企業及び自営業。
- (4) その他、掲載する広告として妥当と役員会で認めるもの。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として次の通りとする。

- (1) 「町自運だより」は、一面を除いて広報委員会が指定する位置。
- (2) ホームページは、広報委員会が指定する位置。
- (3) その他、役員会が指定する位置。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等も勘案し広報委員会で決定するものとする。

(掲載希望者の募集)

第7条 広報紙及びホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2. 前項に係わらず、第4条に定める団体に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書(別紙様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の申込書を受理したときは、広報委員会に諮り第3条に基づく掲載の可否を決定する。尚、掲載枠を超える応募があった場合は抽選とする。

2. 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別紙様式)するものとする。
3. 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という)は、速やかに広告の版下原稿を提出すること。

(広告掲載料の納付)

第 10 条 広告掲載料は、掲載の決定通知後指定する期日までに、一括納入するものとする。

(広告主の責任等)

第 11 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2. 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第 12 条 会長は、印刷物等の編集・発行上支障があるとき又は指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、もしくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第 13 条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料を返還する。

(その他)

第 14 条 規程外事項については、役員会で協議する。

(付 則)

第 15 条 この規程は、平成 18 年 10 月 10 日に制定し、即日施行する。

2. 平成 19 年 7 月 10 日改正し、平成 19 年 4 月 1 日に遡って施行する。

ホームページのメンテナンス規程

(目的)

第 1 条 この規程は、地区連合会及び町会自治会のホームページの開設及びメンテナンスを、町自連が関わる場合の費用について定める。

(対象)

第 2 条 この規程の対象は、ホームページ「町自連」の回線を使って行うものを対象とし、外部リンクするものは対象外とする。

(開設費用)

第 3 条 町自連で設定したモデルを使用する場合の当該団体の製作費用は、20,000 円とする。

(メンテナンス費用)

第 4 条 開設したホームページの内容を更新する時の当該団体のメンテナンス費用は、下記の通りとする。尚、作業を自前で行う場合には作業費用は不要となる。

- (1) 立会い費用 1,500 円／回
- (2) 作業費用 3,000 円／回

(容量)

第 5 条 一回当たりのメンテナンス容量は、A4(写真込)換算で 5 枚以内とする。尚、多い場合は別途相談することとする。

(保存期間)

第 5 条 内容の保存期間は、最長一年間とする。

(付 則)

第 6 条 この規程は、平成 20 年 4 月 8 日に制定し、即日施行する。

町会等地区連合会交流事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町会自治会等の連合団体である地区連合団体が実施する交流事業に対し、八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)が、当該年度において予算の範囲で交付する補助金について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 町会等地区連合会の交流事業を推進し、地域活動の活性化に資することを目的とする。

(地区連合会)

第3条 この規程における「地区連合会」とは、町自連に届け出た町会・自治会・管理組合のほか、地域を中心として複数で構成されたもので、自主的かつ民主的に組織され、運営されている団体をいう。更に、単位町会等間の親睦と融和及び地域福祉の向上を図るため、各種の公共性のある活動を行っている団体をいう。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、町会活性化のため、地区連合会の交流事業としてふさわしい内容のもので、年1回とする。

(対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次の通りとする。

- ① 報償費(講師謝礼等)
- ② 借上げ費(会場・バス等)
- ③ 印刷費
- ④ 交通費
- ⑤ 教材等購入費
- ⑥ 通信運搬費
- ⑦ その他会長が特に認めた経費

(算定基準)

第6条 補助金の額は、1地区連合会につき10万円以内とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする地区連合会は、交付申請書(第3号様式)に事業計画書等の関係書類を添えて、事業を実施する1ヶ月前までに、会長に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 会長は、前条の交付申請を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付については、前条に定める交付決定通知の後、申請者からの請求に基づき30日以内に行うものとする。

(補助金の経理と実績報告)

第10条 補助金は、地区連合会の会計に繰り入れた上、第6条に定める事業費として使用しなければならない。

2. 交流事業が完了したときは、完了後1ヶ月以内に事業に要した費用の実績報告書(第5号様式)を収支決算書等の関係書類とともに提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第11条 前条第2項の実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第12条 次の各号に該当する場合は、会長は、補助金の交付を取消し、または既に交付した補

助金の返還を命じることができる。

- (1) 据助金をその目的に反して使用したとき。
- (2) その他この規程に違反したとき。

(据助金に関する調査)

第13条 会長は、据助金の交付について必要と認めるときは、地区連合会に対し、交流事業関係書類及び据助金の経理に関する書類を提出させ、または実地に調査することができる。

(付 則)

第14条 この規程は、平成20年4月8日制定し、平成20年4月1日に遡って施行する。